

会員入会規程

一般社団法人 日本自動車購入協会

第1条（総則）

一般社団法人日本自動車購入協会（以下本会という。）に入会の申し出をしたものに対する入会の承認をするための手続き等は、本規程の定めるところによる。

第2条（会員の資格）

（1） 会員は、定款第6条に定めるものであり、本会の趣旨に賛同し、会費を納入する個人又は法人若しくは団体で、理事会の決議を得たものとする。

（2） 尚、前項の条件を満たしても、そのものが暴力団その他の反社会的勢力に属することが判明した場合は、直ちに会員資格を失うものとする。

第3条（入会の申出）

会員になろうとするものは、所定の入会申込書・付属書類である入会申込書（会員登録票）を本会に提出するものとする。

第4条（協力）

会員は、関係分野において本会の事業に協力するものとする。

第5条（会費の納入）

会員は別途定める会費の額および徴収方法により会費を納入するものとする。
既納の会費は、返還しないものとする。

第6条（権利の発生）

本会の会員になろうとするものは、理事会の決議後所定の入会金および会費を納入した日以降、会員の権利を行使することができる。

第7条（承認の取消し）

以下に該当する場合には、理事会の決議後、その承認を取消することができるものとする。

- （1） 本規程第2条の基準を満たしていないことが判明した場合。
- （2） 申出内容に事実と異なる内容があることが判明した場合。
- （3） 所定の入会金および会費の請求書発行後3ヶ月を経ても入金のない場合。

第8条（再入会）

（1） 定款第8条、第9条及び第10条より会員資格を喪失したものが、再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、あらためて第3条に定める入会申込書・入会申込書（会員登録票）の提出を求めることとする。

(2) 前項の再入会申し出に対しては、理事会において再入会の可否を決議し、これを申出者に通知する。ただし退会の際、未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会を認めない。また、除名により会員資格を喪失した場合は、資格喪失後1年間は再入会を認めないこととする。

第9条（会員情報・個人情報）

会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

第10条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

1. 本規程は、平成26年4月1日より施行。